
令和8年 第2回(定例)新 宮 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和8年6月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和8年6月8日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告1番 大牟田 直人 議員 1) 公共施設のユニバーサルデザインに当事者が参画する仕組みづくりを

通告2番 安武 久美子 議員 1) 小さく生まれた赤ちゃんのお母さんが安心して子育てできる環境整備を

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告1番 大牟田 直人 議員 1) 公共施設のユニバーサルデザインに当事者が参画する仕組みづくりを

通告2番 安武 久美子 議員 1) 小さく生まれた赤ちゃんのお母さんが安心して子育てできる環境整備を

出席議員(12名)

1番 江口 正明君	2番 片岡 誠治君
3番 温水 眞君	4番 安武久美子君
5番 庵原 伸一君	6番 西 健太郎君
7番 大牟田直人君	8番 横大路政之君
9番 北崎 和博君	10番 牧野真紀子君
11番 上畝地白馬君	12番 松井 和行君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局局長補佐 … 上野 将司君
議会事務局主査 …………… 須崎 陽平君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	財間 輔君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	森 和也君	地域協働課長 ……………	安河内正路君
政策経営課長 ……………	高木 昭典君	税務課長 ……………	阿部 仁君
住民課長 ……………	藤 由香君	健康福祉課長 ……………	森 真二君
子育て支援課長 ……………	高木 克博君	産業振興課長 ……………	稲光 豊君
環境課長 ……………	片山 勇二君	都市整備課長 ……………	内兼久康宏君
上下水道課長 ……………	道脇 繁君	会計管理者 ……………	桐島 聡君
学校教育課長 ……………	三船 史郎君	社会教育課長 ……………	桐島 貴幸君

午前9時30分開議

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） 配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

○議長（松井 和行君） 日程第 1、一般質問を行います。通告順に許可いたします。通告 1 番、大牟田直人議員。

○議員（7 番 大牟田 直人君） おはようございます。7 番議員の大牟田です。まず最初に、前回の 3 月議会の一般質問の振り返りをさせていただきたいと思います。前回の 3 月議会の一般質問の中で町の主催事業やイベントの企画段階にありがとうを伝え合う工夫ができないかということを質問させていただいています。そして、ふれあい交流館をより利用しやすい環境にできないかという点を質問いたしました。その後、3 月 31 日に新宮町合併 70 周年記念事業の締めくくりに福祉ボランティア体験交流会が行われています。ふれあい交流館で行われています。ボランティアの町民の方は、合わせて 150 人程度。正確には 142 人が参加されたと聞いています。中学生ボランティアも約 40 人参加しまして、イベントの最後には、中学生ボランティアに対し、感謝状が渡されていました。中学生も他の参加者の皆さんも、その場で皆さん、すごく喜ばれていました。中学生だけじゃなくて、そこにいた他の参加者の皆さんもすごく喜ばれていました。ありがとうを伝え合うことで、会場全体が温かい雰囲気

包まれていました。笑顔の輪が広がっていくということを実感いたしました。前回の一般質問のときの町長の答弁では、ありがたいは自然に発せられるもので、仕組みとしてつくるのは難しいという答弁をいただきましたが、仕組みをつくることでより多くの笑顔が生まれるということを私は実感しました。ぜひ今後のご検討をお願いしたいと思っています。そして、この交流会ですね、福祉ボランティア体験交流会のときに、参加されていた車椅子利用者の方から多目的トイレの鍵に手が届かないという声をいただきました。この声を受けて、今回の一般質問に入りたいと思います。

通告の内容を読み上げさせていただきます。ふれあい交流館の多目的トイレにおいて、車椅子利用者から、「内側の鍵に手が届かず、自分で施錠できない」との声が寄せられたため、現地を確認し担当課へ報告いたしました。施錠はプライバシーの確保や安心して利用するための基本的な行為であり、それができない状況は利用者の自立した利用を妨げる重大な不便であると感じます。この課題は、一施設の問題にとどまらず、設計・整備の段階で実際の利用者の身体特性や動線が十分に考慮されていなかったという可能性があり、同様の問題が他の町内公共施設にも潜在しているかもしれないという懸念があります。この事例を町内公共施設全体のユニバーサルデザインのあり方を見直す契機とし、誰もが安心して利用できる環境を整えるために、設計段階から利用者の視点に立った継続的な点検と改善が不可欠であると感じます。全国では、障がい当事者が参画するヒアリングや意見交換会、ワークショップなどの仕組みを導入し、施設整備や改善に生かしている自治体もあります。こうした取組は、共生社会の実現に向けた大きな力となっています。本町においても、公共施設整備に当事者が参画することは、協働のまちづくりの推進、そしてユニバーサルデザインの実現につながると考えます。そこで、次の4点を伺います。

町内公共施設における多目的トイレのユニバーサルデザインの現状（設備の高さ・位置・操作性、動線など）ですね、どのように把握していますでしょうか。また、今回寄せられた車椅子利用者からの声について、どのような対応を行ったのでしょうか。

2つ目。現在、町内公共施設に関して、障がい当事者からの意見や不便の把握・検証、これはどのように行っていますでしょうか。

3つ目ですね。今後の公共施設整備、今後の整備、改修とかですね、新規の新設も改修もですね、建築改修において、障がい当事者の意見を取り入れる仕組みを導入する考えはありますでしょうか。

4つ目。既存公共施設において、住民参加型のバリアフリー点検など、障がい当事者と協働して改善につなげる仕組みを導入できないでしょうか。

以上、4点をお伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。おはようございます。今の大牟田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。まず、今、ご質問ありました公共施設のユニバーサルデザインについてでございますが、我が国では平成 18 年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物に関する法律（ハートビル法）と、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）ですね、この 2 つの法が統合、拡充されまして、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が施行をされております。この法律の施行によりまして、公共交通機関や道路公園、駐車場のほか建築物など大きく分けて 6 つの分野につきまして整備すべき基準が定められ、建築物については不特定多数の方が利用する施設や高齢者、障がい者の方々が主に利用する施設を特別特定建築物と定めまして、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の建築物を建てる際には、法令に適合させることが建築主に義務づけられているところでございます。本町におきましても、まちづくりの基本指針でございます新宮町都市計画マスタープランにおいて、良好な居住環境の形成を図るため、高齢者や障がい者などが住みなれた地域で安心して生活することができるよう、民間事業者等の関係機関と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進することとしておりまして、本町が都市計画マスタープランを策定いたしました平成 14 年度以降は、関係法令を踏まえまして、道路をはじめ公園施設のバリアフリー化に努めてきているところでございます。

まず、1 番目のご質問にございましたふれあい交流館につきましては、平成 30 年度に実施設計を行いまして、令和元年度に建築をいたしております。その設計、施工に当たっては、国が示した基準等のほか、福岡県福祉のまちづくり条例を満たす内容で実施しており、県から適合証の発行も受けております。しかし、建築物としての基準は満たされておりますけれども、今回のように利用する人それぞれの特性から不便が生じることがございますので、利用者に応じた臨機応変な対応が今後必要ではないかと考えております。今回の対応といたしましては、議員から連絡を受けた 4 月上旬に、当時、建築工事を施工した事業者に来ていただきまして、トイレで現地で物を見ながら、これまで設置していたサムターン式よりも操作しやすい内掛け錠を、扉よりも低い位置に新たに設ける改修を実施いたしております。今後も施設の利用状況を注視しながら、必要に応じて改修が必要であれば、改修を実施していきたいと考えております。

次に、2 番目のご質問の障がい当事者からの意見や不便の把握、検証はどのように行っているかについてですが、障がい当事者からの意見の把握等は、平成 20 年度頃までは障がい者の団体のほうと町の町政全般について意見交換をする場があったようです。しかし、現在は各

施設において皆様から直接ご意見、ご要望を伺うこととしておりまして、現状では差し当たって対応が必要となるご意見はいただいていない状況でございます。

最後に、3 番目と 4 番目にご質問いただきました、障がい当事者の意見を取り入れる仕組みや障がい当事者と協働して改善につなげる仕組みの導入につきましては、今後必要に応じて、例えば身体障がい者福祉協会の総会の折に、皆様のご意見をお伺いしていくことなどは検討できると考えてございます。

そのほかにも、新たに施設を整備する際には、ユニバーサルデザインに関するパブリックコメントを実施するなど、障がいのある人をはじめ高齢者の方や妊産婦の方など、全ての人が利用しやすい施設となることを目指していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7 番 大牟田 直人君） はい。まず、ふれあい交流館の多目的トイレについて話をしていきたいなと思います。カメラをお願いします。（資料投影）これですね、4 月 7 日の状態ですね。これ、上に鍵があつて手が届かないという状態です。これ健康福祉課のほうに連絡させていただいて、素早い対応をしていただいたと思っています。現地を 4 月 7 日に確認しています。鍵の位置が高く、車椅子から手が届かないことが分かると思います。これは、設計段階で利用者の身体特性や動きが十分に考慮されていなかったという可能性があるんじゃないかなと思っています。またその後、こちら 5 月 28 日、私はチェックしたんですけど、その前に多分連休明けぐらいに工事をされたんだと思います。早急に対応していただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。一方ですね、ここは対応していただいたんですけど、ほかの施設はどうなのかっていうところですね。ほかの施設の動線だとか、そういうところは、これを機に全体的に見直してほしいなと思っています。私がちょっと懸念しているところですね。新宮町役場駐車場です。これですね、同様の課題が見られると思っています。昨年度末、3 月ですかね、2 月ですかね、ぐらいに役場駐車場について線が塗り直されましたね、駐車区画の線が塗り直されましたよね。そのとき、歩行者動線が分かりやすくなりました。緑で塗られて分かりやすくなったんですが、この部分ですね、この部分に 1 台分、前は停められなかったところに停められるようになっています。分かりますか、この部分、前は停められなかったのが停められるようになっています、今ですね、駐車場区画なっています。こうすることによって何が起きたかという、これもう車椅子、ベビーカーが通れないです。こういう状況になっています。このような改修を行う際は、やっぱり障がい者や車椅子利用者、そしてベビーカーとか、こういう動線を事前に確認すべきじゃないかと思います。今回確認されたのかということと、今後こういう動線をしっかり確認するという仕組み

を導入できないかということについて伺います。（資料投影中止）

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。今回の役場、あるいはシーオーレ、そびあに関しまして、歩行者と車のあまりクロスしないような形で、そびあしんぐうの事故を受けて見直しております。今、ご指摘のありました部分につきましては、確かにど真ん中に防犯灯が立っておりますので、通行の阻害にはなるというふうには感じます。ですので、そこにつきまして早急に通れるように、あるいは、もう1つルートは別にもございますので、そこを通らないと必ずしも歩行者の方は通れないというわけでもないのですが、しかしながら複数のルートが必要だと思いますので、その点に関してはまた早急に検討して対応していきたいと思っております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 例えば、ちょっともう1回写真をお願いします。（資料投影）この部分ですね、現在、歩道が狭くなっている部分ですね。該当する駐車スペースを少し前、2台分でもいいと思います、少し前に出せば通れるようになるんじゃないかなと思います。ほかの方法もあると思うんですけど、通れるようになるんじゃないかなと思います。例えば、にちょっと前に出したところに、この2台分に関してだけ車止めをつけるとかすると、車が歩道を塞ぐことなく通れるようになるんじゃないかなと思っています。早急にとおっしゃいましたけども、そういう改修をしていただけるということで、確認ですけど、よろしいですか。そうかどうか分からないですけど、何か確認を早急にしていただけるということでよろしいでしょうか。（資料投影中止）

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） 先ほど申しましたように、通れるようにすぐに早急に対応したいと思います。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 前向きな答弁ありがとうございます。次に、国の動向をちょっと見ていきたいなと思います。カメラをお願いします。（資料投影）建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインというのが、昨年の5月に出されています。国土交通省のほうから発表されています。その一部を紹介したいと思います。こんな表紙ですね。出典を書かないといけないので書いています。建築プロジェクト当事者参画ガイドライン、国土交通省から出されています。ホームページで見ることができます。ガイドラインの目的です。3つ書いてありますけど、前半の2つを読みたいと思います。「共生社会」を実現するため、誰もが安心して快適に利用できる建築物の整備を進めることが重要である。これにより、障害者等が

これまで利用できなかった施設を障害のない人とともに利用し、楽しむことができるようになり、ひいては障害者等の社会参加が推進される。2つ目、障害の有無にかかわらず、全ての利用者にとって使いやすい建築物を整備するためには、「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基準や基準を補完する内容を記載した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」による整備を進めることにとどまらず、要は法や基準を満たすことにとどまらずと書かれています。国のガイドラインですね、とどまらず、建築プロジェクトの構想、設計、施工、維持管理・運営の各段階において施設利用者が参画して、施設固有の事情や立地に対するユーザビリティを確認しながら、検討・整備を進めることが有効である。要は法律にとどまらず、当事者が参画して、確認しながら整備を進めることが有効であると書かれています。では、次のページいきます。当事者参画とは何かということで、当事者参画とは、建築プロジェクトのプロセスにおいて、当事者が意見表明すること、当事者間で意見交換すること、ワークショップ等に参加すること等を通じて、施設の整備・運営の完成度を高めることに関与することである。建築プロジェクトの各段階で当事者参画が実施されることが望ましいが、まずは、どんなことからでも取り組みやすい当事者参画を始めることが重要である。まずは、取り組みやすいところから始めるということは重要です。当事者参画を始めるということが重要だって記されています。当事者参画により期待される効果、当事者と事業者等の相互理解、必要性和課題の理解が深まることにより、多様なニーズを反映した納得感のある質の高い施設整備につなげ、事業者等にとっては当事者のニーズに対する理解が深まり、当事者にとっては施設整備の全体像や施設整備に係る制約、建築条件、法令等の制約、予算、工期等に対する理解が深まる。当事者間でニーズが一致しない場合、当事者参画のプロセスを通じて相互理解が深まる。全部当事者の意見を全部聞けというわけではないです。予算にしろ何しろあって、それを話し合うことで1番できる範囲の方向が見つかるんじゃないかという話だと思います。よりよい施設を効率的に整備できるということだと思っています。各段階における実施内容、当事者参画の実施内容について、総論のところ、上3つを読みたいと思います。当事者参画は、建築プロジェクトの各段階で実施することが望ましく、構想段階・設計段階、施工段階にとどまらず、建築物が竣工した後の維持管理・運営段階においても実施することが望ましい。設計が固まった段階や施工が始まった段階での意見反映には多大な労力とコストが生じる等、実施のタイミングにより実施可能な対応が変わるため、建築プロジェクトに意見を反映するためには、可能な限り早い段階から当事者参画を実施することが望ましい。要は、みんなが使いやすい施設にするためには、可能な限り早い段階から当事者の意見を聞くことが大事だということ。各段階で実施した当時参画の結果が、途切れることなく次の段階につながるよう、各段階での意見

に対する対応結果を適切に当事者にフィードバックすることが望ましい。そして、事業段階と当事者参画の取組という、こういう表がそのガイドラインの中に記されています。基本構想、基本設計、実施設計、施工、維持管理、全ての段階で当事者参画を行うことが求められているという、国のガイドラインにおいて望まれているというところですね。つまり、国は当事者の声を取り入れなさい、生かしなさいと明確に示しているわけです、ガイドラインの中でですね。（資料投影中止）法律や基準を満たすだけでは不十分で、実際に使う人の声を構想から維持管理まで全ての段階で反映させることが、施設が誰もが使いやすい施設になる、国の方針に従うということにもつながるかなと思っています。そして、本町でも今後、シーオーレ新宮の大規模改修、新体育館、東幼稚園跡地利用など、重要な公共施設整備が待っています。こうした事業において、当事者の意見を反映する仕組みを制度として位置づけることが重要ではないかと思っています。ここで申し上げる制度としてというのは、例えば、町独自のガイドラインをつくるだとか、チェックリストをつくるだとか、そういうことかなと思っています。どういう内容かというと、具体的な当事者が参画するヒアリングや意見交換会、ワークショップなど、プロジェクトのどの段階で入れていくのかというのをもう今後の施設整備はこうするよって決める、明文化する、それが大事じゃないかなと思っています。そこで伺います。本町として、この国のガイドライン、先ほど示したガイドラインに沿って当事者の意見を制度として明文化して入れていくということを、今後の公共施設整備において導入する考えはございますでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。国が示された案は、近年、出たもので私もそれをまだ詳しく拝見はしておりませんが、要は使われる方が使いやすいような施設にいなさいということでしょうから、その気持ちは現在も当然職員持って建築物等、新築なり改修なり行っているつもりでございます。ですので、こういった形でそういった方々のご意見を伺うか、あるいは、現在でもパブリックコメント等は実施しておりますので、意見はそれなりには取り入れたものであろうと思っています。別に、役場の庁内だけで話し合っで決めているものではなく、必ず所要所所ではパブコメ等を実施させてもらって、関心のある方は、それに対してのご意見を述べられているということが多くありますので、それをもとに今また大牟田議員がおっしゃったように、それぞれの段階で、どのような形で入れていくかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 役場の職員の皆さん、しっかり頑張ってくれているとは思っ

ています。しかしながら、ふれあい交流館のような事例が起きているわけですよ。なので、やっぱり明文化してしっかりもう意見を取り入れる仕組みっていうのをつくるのが大切だと思っています。ぜひ、やる方向で検討するっていう強い意志を、検討するって言ったら、やるかやらないかを検討するという選択肢もあると思うんですけど、もうやる方向で検討するという強い意思をぜひ示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） 先ほど申しましたように、現段階でもご意見は取り入れているつもりですので、それをもっと細かく精緻にやるかどうかというのは、これからのそれぞれ施設に応じて、どういった団体の方々が対象であるかというのも違いますので、そういったことは検討しながら町としてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ぜひ何々設計ではどういう当事者参画をするという、参画の仕組みですね。これをぜひ明文化して、チェックリストか、ガイドラインか明文化して、ぜひ入れていただきたいなと思います。今日、この場でやりますというのは難しいかもしれませんが、ぜひ検討していただいて、その障がい、車椅子利用者だけでなく視覚障がい者、聴覚障がい者とかもいますけれども、そういう方々にとっても、あとは子育て中の方とかですね、高齢者の方とか、みんなにとって使いやすい施設っていうのをぜひつくっていただきたいなと思いますので、ぜひそれで当事者が参画することによって、自分たちが関わったプロジェクトだっというのが、笑顔あふれるまちにつながると思うんですよ。協働のまちづくりにつながると思うので、ぜひ検討していただきたいなと思います。ちょっと一言、いただいてもいいでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） 先ほど来、申し上げておりますとおり別段、町民の方を無視して公共施設を建てているわけではございません。それははっきり申し上げたいと思いますので、そういったまた細かな声をどういった形で取り入れていくかというのは、また検討して、当然私どもも施設をつくって誰も利用者がいないというのが1番駄目な結果だろうと思いますので、皆様が使いやすい、来やすい、心地よい、そういった施設を当然目指してつくっておりますので、いろんなご意見をこれからも聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） よろしく願いいたします。カメラをお願いします。（資料

投影) 今話したのは、新規とか改修とかいう話をしたんですけど、これから話をするのは既存公共施設の点検というか、のアイデアをちょっと話したいと思います。既存公共施設の改善に向けて、改善が必要かどうかも含めて、このようなことができるかなと思っています。

1つ目、福祉学習とバリアフリー点検の組み合わせ。小中学生の福祉学習で当事者に来てもらって、バリアフリー点検を行うみたいな感じですかね。町内の公共施設で、そういう「当事者×住民×職員」が参加するイベントですね、三者点検会とかを開催する。町内障がい者団体と連携した「UD モニター制度」、こんなところ不便がないですかというモニター制度みたいなをつくるという、こういうのが比較的簡単についたらいいんですけど、新宮町でもそこまで大きなハードルはなく始められるようなのは、こういうことがあるのかなと私は考えています。特に、ここで検討していただきたいと思っているのが、1つ目の福祉学習とバリアフリー点検です。(資料投影中止) 福祉学習×バリアフリー点検ですね。どういうことかといったら、福祉学習の一環として障がい当事者の方にゲストティーチャーとして来てもらって、子どもと一緒に既存施設を回って点検するという取組ができればいいんじゃないかなと思っています。この取組の何がいいかって言ったら、バリアフリーが進むだけでなく、子どもたちに関しては気づく力だとか、他者への創造力、他者のことを思いやる力というのが育まれると思います。いろんな人が一緒に共に生きていく共生社会をつくる担い手を育てる学びにもつながります。そして、当事者の方にとっては、子どもたちと触れ合う、そして自分の視点や経験がまちづくりに生かされるっていう感覚が得られると思います。これが、社会参加の機会に広がるという当事者の方も子どもたちも幸せにつながるんじゃないかなと思っています。さらに行政にとっても、現場でのリアルな使いにくさ、使いやすさを直接把握できます。改善の優先順位を明確にできる、ここは改善しないといけない、次の施設に活かす、そういうのを明確にできるというメリットがあると考えます。そして、何より子ども、当事者、行政と一緒に学び、一緒に協力し、一緒に行動する、そういうことによって、町長もおっしゃられています笑顔あふれるまち、これにつながっていくんじゃないかなと感じています。こういう温かい循環、笑顔の循環っていうのにつながるんじゃないかなと思っています。このように、三者にとって価値のある取組であり、新宮町でも十分に実施可能だと考えます。そこで伺います。こういった先ほどの3つの取組も含めて、こういった当事者と参画して、バリアフリー点検、こういった取組を本町でも実施できないでしょうか。

○議長(松井 和行君) 町長。

○町長(桐島 光昭君) はい。先ほどの3点ありました1番下のユニバーサルデザインのモニター制度というのは、言ってみれば町民皆さんが全部モニターであろうかと私は思っておりますので、特に障がい者の方々だけを包括してモニター制度をつくるのは必要ないかなとい

うふうに思っております。先ほどから申しておりますとおり、いろいろご要望はそこそこの施設、窓口で受けておりますので、それには順次、必要であると認めれば対応させてもらっておりますので、モニター制度を改めてつくるかというのはちょっと別にそんな制度は設けなくても声を聞く体制は全然整っておりますので、それで進めていければなというふうに思います。また、福祉学習に関しましてはいろいろと学校のほうでも検討なさっていらっしゃると思いますので、そういったのも伝えながら教育委員会のほうに伝えながら、実施可能であれば、それぞれの学校のほうで、福祉団体の方々と連携してやればいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） ありがとうございます。1 点目の福祉学習の分については、現在やっている分が例えば車椅子体験であるとか、視覚障がい者の実体験をするとか、また妊婦さんのそういった体験をするとかという形で、当事者の方の立場に立って子どもたちが、そういう人たちの思いを酌み取ると、またはちょっとした段差も車椅子が通るのもなかなか不便だということの体験をさせていただいているところです。今、大牟田議員おっしゃったような形での、当事者の方が実際ゲストティーチャーに来られたというのは、実際やったりもしているかなというところですけども、実際そういった子どもたちの思い、福祉に関する認識を高めるための分ということでございますので、今後そういった分が学校の実態として可能だったら取り入れることも可能なかと思います。現在、そういったところで今取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7 番 大牟田 直人君） ありがとうございます。ぜひ福祉学習、現在そういう体験というのはやっているの、ぜひ当事者の方にゲストティーチャーに来ていただいて、行政もちょっと入っていただいたりしながら、みんながつながって、みんなが支え合って、みんなが笑顔になるという、そういった取組をぜひやっていただけたらなと思います。ぜひご検討いただきたいなと思っています。今回の一般質問、最後まとめになりますけど、今回の一般質問では公共施設のユニバーサルデザインを進める上で、当事者の声をどう仕組みとして取り入れていくのかという点を中心にお伺いしました。車椅子利用者の方から寄せられた「鍵に手が届かない」という声は、単なる 1 つの不便ではなく、町の施設が誰にとっても安心して使えるものになっているかを問い直す大切な気づきになっていると思っています。そして、国のガイドラインが示すように、構想から維持管理まで全ての段階で、当事者参画を制度と

して位置づけることが求められていると感じています。そういう仕組みをつくっていただきたいなと思っています。また、既存施設の改善においては、福祉学習とバリアフリー点検を組合せるというのが、私はお勧めっていうか、いいなと思っています。子ども、当事者、行政が協働してみんながつながって、みんなが笑顔になるという仕組みですね。先ほども言いましたが、バリアフリーが進むだけでなく、子どもたちの気づく力、他者への創造力を育み、当事者の方には社会参加の機会につながり、行政にとっては現場のリアルな課題を把握できるという三者にとって価値のある取組だと考えています。そして、何よりこうした取組が、笑顔あふれるまち、みんなで協働する取組が笑顔あふれるまちにつながっていくと確信しています。町民の皆様の声を生かしながら、誰もが安心して暮らせる新宮町をこれからも一緒につくっていききたい、町民の皆様と一緒に、行政の皆様と一緒につくっていけたらと思います。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（松井 和行君） 通告 2 番、安武久美子議員。

○議員（4 番 安武 久美子君） おはようございます。4 番議員、安武久美子でございます。

本日は、「小さく生まれた赤ちゃんのお母さんが安心して子育てできる環境整備を」と題して一般質問をさせていただきます。実は、この質問をさせていただくきっかけになりましたのが、全国で初めてこの搾乳機とか、母乳パックに対する補助を地方自治体として、鹿児島県の日置市が初めてやったということでびっくりしたんですね。実は 30 年以上前ですが、私の甥と姪も、お母さんが妊娠高血圧症候群と言って、妊娠したら血圧が非常に高くなって、10 か月までもたないわけですよ、母体がもたないということで、8 か月になった時点で帝王切開して出産をいたしました。上の甥は 1,700 グラムぐらいでしたでしょうか。下の姪は 1,000 グラムにも満たない状態で産まれまして、そのときももう毎日一生懸命搾乳をして、冷凍して毎日病院に持っていくという涙ぐましい努力をしておりました。30 年以上前の話なんです。現在まで全然進んでなかったのかという、びっくりいたしまして、それで今回の質問をさせていただくことといたしました。

では、質問の趣旨を読ませていただきます。小さく生まれた赤ちゃんとは表現しましたが、これは出生時の体重が 2,500 グラム未満の新生児の方を分かりやすく小さく生まれた赤ちゃんとは表現しております。本町では、「こども家庭センターはぐうる」を中心とした伴走型の寄り添った子育て支援が現在も進められております。一方で、小さく生まれた赤ちゃんが NICU、新生児集中治療室ですね、これらに入院している間、保護者の方が日々直面している負担には、まだ十分な支援が届いておりません。その代表が「搾乳」の負担です。赤ちゃんに母乳を届けるため、お母さんは 3 時間置きに 1 日 8 回近くの搾乳を、退院までの数か月間続けなけ

ればなりません。これが2か月、3か月、長い人では半年とか続くわけです。母乳を維持するには、手動または電動搾乳機の購入やレンタルが必要で、その費用は、レンタル費用にしても月額数千円にのぼります。さらに、母乳を衛生的に運ぶための使い捨て冷凍母乳パックっていうのがあるんですね。これの費用も毎日かかり、経済的・精神的な負担は非常に大きゅうございます。本町の「出産・子育て応援給付金」等は、一般的な出産・育児を対象としておりまして、こうした数か月にわたる搾乳費用には対応できておりません。鹿児島県日置市では令和8年4月より、搾乳機費用および冷凍母乳パック費用への公的助成を全国に先駆けて開始しており、本町でも早急な検討が必要であると考えます。また、公共施設の授乳室は、赤ちゃんを連れての直接授乳でないのに入っているんだらうか、授乳室を使ってよいのかというお母さん方の遠慮から搾乳を断念するケースもあると聞きます。搾乳目的での利用が可能であるってことを当事者の方にも、それから周りにも広く案内・周知する取組が求められております。国が掲げる「こども大綱」令和5年12月閣議決定しておりますが、その「切れ目のない子育て支援」の方針も踏まえまして、次の3点について伺います。

1、本町における直近の年間出生数、低出生体重児数および養育医療対象児数はどれくらいでしょうか。また、現在実施している支援施策の内容はどのようなものでしょうか。

2、NICU等に入院中の乳児を持つ保護者を対象に、搾乳機費用および冷凍母乳パック費用への公的助成制度を新設すべきと考えますが、意見を伺います。

3、公共施設における授乳室の設置状況はどうでしょうか。搾乳を含む多様なニーズへの環境整備と「さく乳できます」マークのような周知・啓発の導入を検討するお考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。ただいまの安武議員のご質問についてお答えをいたします。

令和7年度の数字でございますけれども、年間出生数は新宮町で207人、そのうち低出生体重児数は22人で、低出生体重児率は約10パーセント、その中で出生時体重が2,000グラム以下等で、医師が入院療育を必要と判断した養育医療対象児数は7人となっております。町の支援施策についてですが、低出生体重児は出生後の健康管理や発達支援など継続的な支援が重要であると認識をしております。本町におきましては、地区担当保健師を中心といたしまして、乳児家庭全戸訪問や定期的な養育支援訪問、さらに産前産後のサポート事業や乳幼児健診を実施しているほか、相談支援や各種教室等で保護者との関わりを持って、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めているところでございます。加えて、医療機関や町の健康福祉課、発達支援センターとも連携しながら、訪問看護やヘルパーなどの福祉サービスを利用してもらうことにより、母子やそのご家族にとって、その時期に必要な支援につなげ

ております。また、身体の発育が未熟なまま出生し入院療育を必要とする乳児につきましては、未熟児養育医療制度の医療費助成で、保護者の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

次に2つ目のご質問の搾乳機費用等公的助成制度の新設についてでございますが、新生児がNICU等に入院した場合、母親は毎日搾乳を行い、母乳を病院に届ける必要があります、出産後の母親の中には自責の念や将来の不安から搾乳そのものが精神的な負担となる場合やストレスによって母乳分泌に影響を受ける場合もあるようでございます。そのため町といたしましては、特に出産後の母親に対する身体的・精神的サポートが重要と考え、助産師等による授乳、育児相談、臨床心理士による精神的サポート、産後ケア事業など出産後の母子が健やかに過ごすことができるよう支えていくための支援体制の充実に取り組んでいるところであり、今後も現在実施しております産後ケア事業のさらなる利用促進や支援内容の充実に努めてまいりたいと考えてございます。議員よりご提案のございました搾乳機費用等の公的助成制度の新設につきましては、保護者のニーズや他自治体の取組状況を見ながら、必要に応じて検討していきたいと考えております。

最後に3つ目のご質問の公共施設におけます授乳室の設置状況や「さく乳できます」マークのような周知・啓発の導入の検討につきましては、本町では役場庁舎、シーオーレ新宮、そぴあしんぐう、福祉センター、ふれあい交流館の全ての施設に授乳室を設置しております。しかし、搾乳室の設置は特にございませんので、議員からご質問にあります多様なニーズに対応し、授乳室でも搾乳ができることを来庁者に広く周知するため、早速、町の全ての公共施設の授乳室に「さく乳もできます」というマークの掲示を実施いたしております。これは、ご提案ありがとうございます。今後も引き続き、住民の皆様の多様なニーズの声に耳を傾けながら、出産後の母子が安心して利用できる公共施設の環境づくりに努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 公的助成制度を検討していただくということでしたので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。先ほど申し上げました日置市の場合ですが、この給付金の内容っていうのが療育医療の対象となる子どもさんを療育している方に対して、搾乳機、これは手動でも電動でもいいんですが、母乳パックの購入、またはレンタル費用を助成されます。助成金額にしても、補助対象経費の2分の1以内で、上限2万円というふうに決まっていらっしゃいます。いろんな母乳パックにしても、本当に小さい赤ちゃんの場合は100cc 用とかを何枚も使うとか、それからお子さんによって搾乳する量も違いますし、だから

その期間によっても違いますし、ばらつきはあると思うんですが、上限2万円ということだとお1人につき2万円と考えますと、先ほども療育医療対象児の方は7人いらっしゃるんですので、7人掛けるの2万円ですかね。そうしますと費用的にはもう全然かからないというか、搾乳機を購入したとしても、パック費用としても数万円の助成を行ったとしても年間予算というのは数十万円に収まるので、これはぜひ前に進めていただきたいと思います。また、年間数名の今まさに苦しんでいるお母さんに注視して、救うために全国に先駆けて、我が町でもやっていただきたいと思います。それから具体的にといいますか、小さい育児中の保護者に対する補償といいますか、助成といいますか、これ長年、前年度3月末で支援が打ち切りになりました車のチャイルドシートの補助、あれは最初できたときには、すごくニーズがあったので、早速導入されて長年続けて来ていただいたと思うんですが、時代とともに出生するお子さんの数が、前は3人ぐらい産んであった方が1人しか産まないから1回買えば済むとかですね、2台目、3台目を買わなくても済むとか、それから、今どきでするのでレンタルですか、安価に変えたりしますので、そういう申請の数がほとんどなくなったので、助成制度が中止になったと伺っております。だから、今回は30年前と全然変わっていない。そこには全然、焦点が当てられてなかったんだなっていうことも踏まえまして、今後1人しかお産みにならないお母さん方も増えております。また、この低出生体重児数っていうのも大体、一定程度1割ぐらいは全国的にも、それからこの数年間の統計を見ましても厚生労働省の統計を見ましても、ここ10年ぐらいは変わっていないようです。この1割の方々のそのニーズといいますか、あるわけですので、ぜひやっていただきたいと思います。もう一度ご決意をお願いしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。先ほどの私の回答の中で、ドクターが入院療育を判定した子どもさんの数は、令和7年度は7人いらっしゃるということでございます。先ほど議員もおっしゃいましたように、7人掛ける2万円で14万円で大したことじゃないじゃないかというふうな言葉もございましたけれども、特段、額の過多によってやる、やらないというのは決めるわけではなく、多額の予算が必要な事業はやらないというふうになりますので、そういった考えでは判断基準は持っておりません。このご質問をいただいた中で、子育て支援課のほうとは当然協議をいたしました。数がそんなに少ないからですね、そんなに、おっしゃったように予算もかからないのでやってみようかというふうなことも出たんですけれども、現場の子育て支援課のそういったお母さんと直接関わりを持っている保健師のお声を聞くと、そういったことよりもやはりメンタル的にちょっと弱くなられているお母さんのほうが多いので、そういったほうに力を入れたいんだというふうなことが現場からの声

でございました。ですので今、産後のケアサポートとかも双子の場合は倍使っていいよとかいうふうなこともありますけれども、そちらのほうをもっとこういった低出生体重児の保護者の方には使えるように、門戸を開いてやったほうがいいんじゃないのかというふうな回答というか、そういった検討がございましたので、そちらのほうに新宮町としては力を入れて検討してみようかというふうなことになりました。実際は、今回のこのご質問に対してはやろうというふうにはなっておりませんが、当然これからこういったお子さんの数が増えてきて、そういったニーズが高まってくると当然検討はさせていただきたいというふうに思います。果たして、他の市町村の施策に対して、私がどうのこうの言うあれはありませんけれども、2 万円で本当に事足りているのかなというのが実際のところがございますので、新宮町としては、そういったこれが大変だということよりも、お母さんの母体のほうへのケアのほうがもっと大事だというふうなことになりましたので、そちらのほうに町としては新宮町としては力を入れていこうというふうな結論に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4 番 安武 久美子君） 精神的サポートが重要なのは当然ですが、それを経済的支援をやらない理由にはならないと思うんですね。当事者の方のご意見とかいうのがたくさん出ておりますが、本当に NICU に我が子を預けて、毎日 3 時間置きに 1 日 8 回の搾乳と病院へ行って面会するっていうのに追われて、心身ともに極限状態にあるお母様が役場やシーオーレに出向いて、助成をしてくれなんていうことはまずおっしゃいませんよね。声を上げる余裕はないと考えます。要望がないから、ニーズがないっていうのではないと思います。苛酷過ぎて声を上げられない、精神的に追い詰められているっていうところが、保健師さんたち、訪問看護師さんたちには目につくんでしょうが、苛酷過ぎて声を上げられないサイレントニーズであるにとらえて、親身に寄り添っていただくのが行政の姿ではないでしょうか。伴走型の寄り添った支援を行っていくってことであれば、経済的支援もセットでというかですね、精神的なケア、サポートももちろんでございますが、この経済的なサポートをしていただくということがどれだけ当事者の方の、マインドといいますか、になるかと思います。お母さん方からのご意見とかですね、そういったものがたくさん出ているんですが、これは鹿児島県のリトルベビーサークルゆるりさんという、小さく生まれた子どもさんを持つ家族の交流サークルの代表、山元理英さんのメッセージが日置市に届けられているのですが、自治体が哺乳器と母乳パックの費用を補助することは非常に意義のある支援です。経済的な負担が軽減されることで、母親は安心して搾乳や母乳育児に取り組むことができ、赤ちゃんのために必要なケアに集中することができます。また、地域が子育てを支えてくれているとい

う実感は、母親の孤立感を和らげ精神的な支えにもなります。特に、初めての出産や早産などで不安を抱える家庭にとって、このような支援は大きな安心につながります。それで、経済的な余裕が生まれることで、家族が赤ちゃんの成長を前向きに支えることができ、家族全体の負担軽減や安心感につながります。結果として赤ちゃんがよりよい環境の中で成長することができます。今後は、他の自治体にも全国的に広がっていくことを望んでおります。ということで、地域全体で子育てを支える社会を実現するためにも、このような制度の広がりを強く望みますというメッセージがありました。また、お母さん方の意見、アンケートでも行政が後押しをしてくださっていると感じて、すごく心強かったという意見がとてもたくさん出ておりました。なので、精神的サポートはもちろんですが、経済的支援っていうのもぜひ行っていただきたいと強く申したいと思います。それから、次に参ります。3番目の公共施設における授乳室の設置状況についてでございますが、現状はどうですか。担当課にお聞きしたときには、まだそういう「さく乳できます」という表示はありませんということでしたが、この意見を早速取り入れていただいて、公共施設の授乳室には「さく乳できます」というマークを早速つけていただいております。ありがとうございました。書画カメラをお願いします。（資料投影）これ、「さく乳できます」というこのマークは、佐賀県が実施していращやる授乳室に、搾乳のためだけに赤ちゃん連れでないのに入れないというお母さん方も、どうぞ入ってくださいということで、このマークを色が5種類ぐらいつくってらっしゃるんですが、これは自由に使っていいですよということで、お電話をして確認しましたが、どうぞ使ってくださいと。登録ですとかなんですとか、そういったものはありませんということやっていращやいます。これ、たまたま今回この資料をつくっておりましたら、NHKの特集番組で、この佐賀県の取組が流れていたんですね。子育て支援課の職員さんたちも私も見ましたとおっしゃって、こういうものがありますということで一般質問の通告書にも入っていたんですが、この授乳室に「さく乳できます」マークは早速つけていただきましたが、搾乳するには長時間かかる方もいращやいます。（資料投影中止）まずは、衛生が大事ですので、近くに手を消毒できるものがあるかどうかとかですね。それから、長時間かかる場合もあるので、リクライニングの椅子などがあると、母乳が出やすいとかいうガイドラインもありました。それから、搾乳した母乳をパックに詰めるという作業があるんですね。その作業のための机ですとか、あとは消毒綿ですとか、ティッシュペーパーとか、そういった備品なども必要になってまいります。こういう環境整備ということで、使用前後の手や機械を洗う清潔な水道設備、電動搾乳機を使う場合はコンセントなどが必要でございます。電気設備はありますでしょうか。また、搾乳機は音が出るために、隣接する空間へのプライバシーの配慮も求められます。カーテン1枚だけで音が漏れてしまうということはないでしょ

うか。直接授乳ではないから、赤ちゃんを連れていないからと肩身の狭い思いをしているお母さんが、心から安心して使える空間づくりが必要だと思います。新たに体育館ですとか、シーオーレの改修とかもございしますが、そういった新規の設備をされる場合は、ぜひともこういう空間づくりを考えていただきたいと思います。それから、そういう方もいらっしゃるんだということ。赤ちゃん連れでもないのに何してるのみたいな理解が進んでいないために、社会全体で受け入れられる、この機運の醸成こそが本質的に必要だと思います。授乳室にマークを貼っただけで環境整備が完了したとは思ってらっしゃらないと思いますが、衛生面やプライバシーといったハード面の検証とそれから職員及び町民への啓発というソフト面のアクションについて、今後どのように進められるのか、具体的な見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。搾乳のマークもこの頃付けたばかりで、そういった具体的な見解は今のところはございません。ですので、先ほど安武議員がおっしゃいましたように、カーテン1枚の部屋というのではないかと思います。当然、ドア等についてはおりますけれども、ティッシュペーパーがあるか、ウェットティッシュがあるか、手を洗える流しがあるかというのは、ちょっと私が把握しておりませんので、それぞれの施設の担当課長のほうに答えさせますのでお願いいたします。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 克博君） 一応、各施設は全部、今授乳室として使っておりますので個室になっておるんですが、議員おっしゃる水道設備ですか。衛生的な面はついているところもあれば、ついていないところもあります。ちょっとその辺、ちょっと私もまだ把握しておりませんので、また後ほどのお答えでよろしいでしょうか。あと、そういった衛生的な消毒とか、そういったものは今後すぐ設置できるものですので、設置の方向で検討していきたいと思います。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 赤ちゃんの命をつなぐ母乳の搾乳でございます。本当に衛生面も大事でございます。できれば、冷蔵庫があればいいなと思うぐらいですが、そこまでは無理かもしれませんが、ぜひとも数は少ないでしょうが、そういったお母さんだけでやっぱり外出する場合、3時間以内だったらご自宅で搾乳とかいうこともできるでしょうが、やっぱり長時間どうしてもお母さんだけでないといけないとかいう場合にとって、やっぱり今までの例ですと、車の中で衛生面をちょっと図られないような状態でやりましたとか、駅のトイレで搾乳しましたとか言うお母さんがございます。公共施設の授乳室で、安全に搾乳ができ

る環境をぜひともつくっていただきたいと思います。新宮町は、今後とも人口が増えますし、若い世帯の方が流入してこれると思いますので、ますますこういった子育て支援に力を入れていく魅力ある新宮町になっていただきたいと切望いたします。どうぞよろしくお願いいたします。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松井 和行君） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 44 条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時35分散会
